

医療安全に関する取り組み

医療安全管理委員会

1 医療安全に関する基本的な考え方

- ・医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さんが安心して安全な医療を受けられるよう環境の整備を目指します。
- ・職員個人がそれぞれの立場から医療事故防止に取り組み、病院全体で事故防止対策を推進します

2 医療安全管理委員会・組織に関する基本方針

- ・院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理の重要事項を審議決定します。会議は1回の定例会と必要時に臨時開催します。また、下部組織としてリスクマネジメント部会を置き、各部門に配置したリスクマネージャーと連携して医療安全活動を実施します。
- ・医療安全管理委員会には、医療安全対策に係る研修を受けた専従の看護師を医療安全管理者として配置して、病院全体の医療安全管理を中心的に担当します。
- ・医薬品及び医療機器の安全使用のため、「医薬品安全管理責任者」並びに「医療機器安全管理責任者」を配置しています。

3 医療安全管理のための研修に関する基本方針

医療の安全管理に関する意識および医療の質の向上を図るため、全職員に対して医療安全に関する研修を年2回以上行います。

4 医療安全の確保を目的とした改善方法に関する基本方針

各医療現場での「ヒヤリ」「はっと」した経験やアクシデントの全情報を収集し医療安全管理者を中心に原因の分析・改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより事故発生の再発防止に努めます。

5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- ・医療事故発生時には、医療上の最善の処置を行うことはもとより、医療安全管理委員会で事実関係を調査し、その報告を踏まえて患者さん・ご家族へ誠意を持って説明・対応します。
- ・公表に当たっては、患者さんのプライバシー保護に十分に配慮した対応を行います。

6 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針

患者さんに医療の安全管理への理解と協力を得るため、正面玄関入口に当指針を設置し、院内掲示や病院のホームページに掲載を行い積極的な閲覧の推進に努めます。

7 患者さんからの相談対応に関する基本方針

医療安全・福祉相談および苦情等には、医療相談窓口・患者さんの声相談窓口を設置し、相談及び支援を迅速に対応します。また、相談により患者さん・ご家族が不利益を受けないよう配慮します。

8 その他医療安全推進に必要な基本方針

医療安全の推進のため、医療安全管理マニュアル・事故防止マニュアルを各部署に配布し、全職員が閲覧できるようにしています。また、マニュアルは最新の知見を取り入れ、適宜見直しを行っています。